

1 「掲示板」掲載希望記事の提供について

広報ながいずみ紙面内「掲示板」コーナーに記事掲載を希望される方は、以下により記事を提供してください。

- ① 原稿には「とき、ところ、内容、対象者、定員、参加費、申込期限、問い合わせ先（電話番号、FAX 番号、E メールアドレスなど）」を記載してください。
- ② 開催日や申込期限は、掲載希望の広報発行日から 10 日後以降に設定してください。
- ③ 原稿は以下のいずれかの方法により提出してください。提出期限は掲載希望の広報発行日の 1 ヶ月前（必着）とし、提出期限を過ぎたものは掲載できません。
 - ・長泉町役場行政課の窓口へ直接提出
 - ・郵送 〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828
「長泉町役場行政課行政情報チーム 広報担当」宛て
 - ・FAX 055-986-5905
 - ・E メール koho@nagaizumi.org
- ④ 当コーナーは、町及び町公共的団体（NPO 法人長泉町体育協会など）からのお知らせ記事以外の、紙面の空きスペースを活用するものであるため、号によって掲載可能件数が異なります。そのため、掲載基準を満たすものであっても掲載できない場合があります。
- ⑤ 掲載可能な場合は、校正作業は長泉町行政課で責任を持って行うこととさせていただきます。原稿に修正がある場合は随時、上記③の方法でご連絡ください。
- ⑥ 掲載の可否について、掲載希望の広報発行日の 3 日前（土、日、祝日を除く）から発行日までの間に、電話またはメールで連絡させていただきますので、日中に連絡の取れる連絡先を記載してください。

2 「掲示板」へ掲載できる記事の掲載基準について

掲載希望記事において、以下の各号を多く満たすものを優先的に掲載させていただきます。

- ① 参加者が負担する費用が無料、もしくは低額で開催されるもの
- ② 町内で開催されるもの
- ③ 町内に活動拠点を置く団体、または個人が開催するもの
- ④ 対象者が幅広く、多くの方が参加できる性質であるもの
- ⑤ 自治体や官公庁、公共的団体等が共催、後援しているもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、町民に有益であり掲載が適当であると行政課長が認めるもの

以上の掲載基準を満たす記事が複数あり、紙面の都合上全てを掲載できない場合には、以下のいずれかに該当するものを優先し、掲載可能記事を決定させていただきます。

- ① 初めて開催される事業であるもの
- ② 10周年などの周年の節目の事業であるもの
- ③ 独自性、社会性、地域性、希少性、季節性、話題性などの「ニュース性」が高いもの
- ④ 過去3年間の掲載実績が少ないもの

3 「掲示板」に掲載できない記事について

掲載希望記事において、以下のいずれかに該当すると判断される場合は、記事を掲載できません。

- ① 町の品位、公共性または公益性を損なうおそれのあるもの
- ② 営利目的の宣伝または広報活動になるもの
- ③ 政治的、宗教的または選挙活動になるもの
- ④ 個人の宣伝になるもの
- ⑤ 掲載意図および内容が明確でないもの
- ⑥ 発行日から開催日または申込期限までが短期間で、効果的な広報ができないと判断されるもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、行政課長が掲載を不相当と認めるもの

4 問い合わせ先

長泉町役場 行政課 行政情報チーム 広報担当

TEL : 055-989-5500

FAX : 055-986-5905

Eメール : koho@nagaizumi.org